

令和8年度不法就労防止巡回業務委託契約書(案)

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和8年度不法就労防止巡回業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和8年度不法就労防止巡回業務
- (2) 委託業務の内容 別添仕様書のとおり
- (3) 実施期間 令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 甲は、乙に対し、場所及び期間を定めて、不法就労の防止に係る巡回の実施を指示するものとする。

- 2 乙は、前項の指示に基づき巡回を実施するものとする。
- 3 第1項の期間は、1月とする。ただし、甲が必要と認める時は、この限りではない。
- 4 乙は、前各項に定めるほか、委託業務を仕様書に従って実施しなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、年額 円（消費税及び地方消費税込み。）とする。

（業務実績報告及び検査）

第4条 乙は、第2条第1項の指示に基づく巡回を終了した場合は、月ごとに遅滞なく、甲に対し巡回業務実績報告書（様式4）を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から5日以内に検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第5条 乙は、各月の委託業務終了後、甲の検査確認を受けてから、委託料の10分の1に相当する額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て初回支払い分で調整するものとする。）を甲に請求するものとする。

2 甲は、委託業務の実施結果を検査確認した後、乙の請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（契約保証金）

第6条 契約時に記載

（費用の負担）

第7条 本業務上必要となる人件費、車両、機材の調達その他の費用は、乙の負担とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務の実施を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（帳簿）

第10条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類をその完結の日から5年間保存するものとする。

（委託業務の調査）

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況につき調査し、又は報告を求めることができるものとする。

（委託業務内容の変更）

第12条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中

止することができるものとする。この場合において、業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第 13 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由によるものであるときは、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) その責めに帰すべき理由により期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 派遣業法その他の関係法令に違反し、営業の全部又は一部の廃止又は停止の措置がとられたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、甲は、委託業務の履行済部分を検査の上、当該検査に合格した履行済部分について、相当する費用を乙に支払うものとする。

(契約を解除した場合の違約金)

第 15 条 前条の規定により甲が契約を解除したときは、乙は、委託料の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第 17 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定の遵守に関し必要な措置を講じなければならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 18 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第 19 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

水戸市笠原町 978 番 6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙